

再意見書

東相制第 10-69 号

平成 22 年 8 月 24 日

情報通信行政・郵政行政審議会

電気通信事業部会長 殿

郵便番号 163 - 8019

とうきょうとしんじゅくにしんじゅくさんちようめ

住 所 東京都新宿区西新宿三丁目 19 - 2

ひがしにつぼんでんしんでんわかつしきがいしゃ

氏 名 東日本電信電話株式会社

え べ つとむ

代表取締役社長 江部 努

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 22 年 6 月 29 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

別紙

接続約款の変更案への意見に対する再意見

- 既設屋内配線の転用に係る平成 22 年度の工事費等の設定に係る接続約款の措置 -

平成 22 年 8 月 24 日

東日本電信電話株式会社

| 区分 | 他事業者意見 | 当社意見 |
|------------------------|--|---|
| 光屋内配線のユーザーへの無償譲渡について | <p>現在、メタル回線の屋内配線についてはユーザーへ無償での譲渡が可能となっておりますが、ユーザー利便向上の観点から、光屋内配線についてもユーザーの要望に応じて無償譲渡するスキームを早期に実現すべきと考えます。</p> <p>【KDDI株式会社】</p> | <p>メタル屋内配線については、工事の時点で、お客様に屋内配線工事費を「全額ご負担」頂いており、ユーザーへ無償で譲渡しているわけではありません。</p> <p>なお、本意見は、メタルの屋内配線の利用における当社とおお客様の契約内容に関するものであり、今回の接続約款変更にかかる申請内容とは関係のないものと考えます。</p> |
| 既設屋内配線の再転用時の事業者間精算について | <p>今回の申請案において、利用権を持つ事業者から光屋内配線を再転用する場合にNTT東・西が支払う費用は一律料金となっておりますが、事業者が光屋内配線を調達する場合に支払う費用は新設工事と転用工事によって異なるため、新設の比率が高い事業者は取引上、不利となります。従って、公正競争を確保する観点から、認可後の運用実績を踏まえて、事業者毎の平均支払額に多大な差が生じる場合は、転用スキームについて、今後、適時適切な見直しを検討して頂きたいと考えます。</p> <p>【KDDI株式会社】</p> | <p>光屋内配線に係る工事費については、新設時、転用時それぞれの工事実態に即した料金の設定を行い、当社利用部門においても他事業者様と同様に負担しております。</p> <p>既設設備負担額（転用料金）については、個々の光屋内配線設備の使用年数によらず、一律に料金を設定しておりますが、これは、多大なコストをかけて個々の設備毎に使用年数や設置の経緯等の管理・運用を行うよりも、他事業者様にご負担いただく費用が安くすむと考えるからです。</p> |
| | <p>なお、今回申請された転用料金については毎年、設備の償却状況を反映した見直しを継続するものと理解しています。</p> <p>【KDDI株式会社】</p> | <p>既設設備負担額（転用料金）については、毎年度の償却状況を反映した料金とする考えです。</p> |